

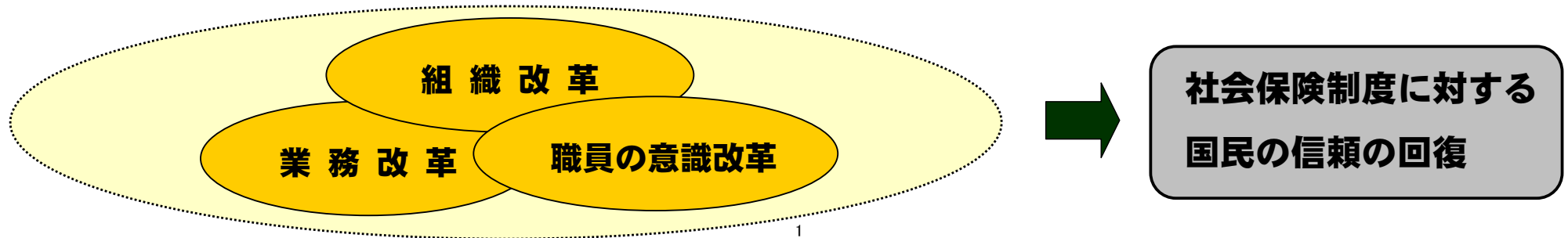
# 社会保険庁改革

～「社会保険庁改革二法案」を国会に提出し、抜本改革を進めています～

2006年3月  
社会保険庁

## 社会保険制度に対する国民の信頼の回復に向けて

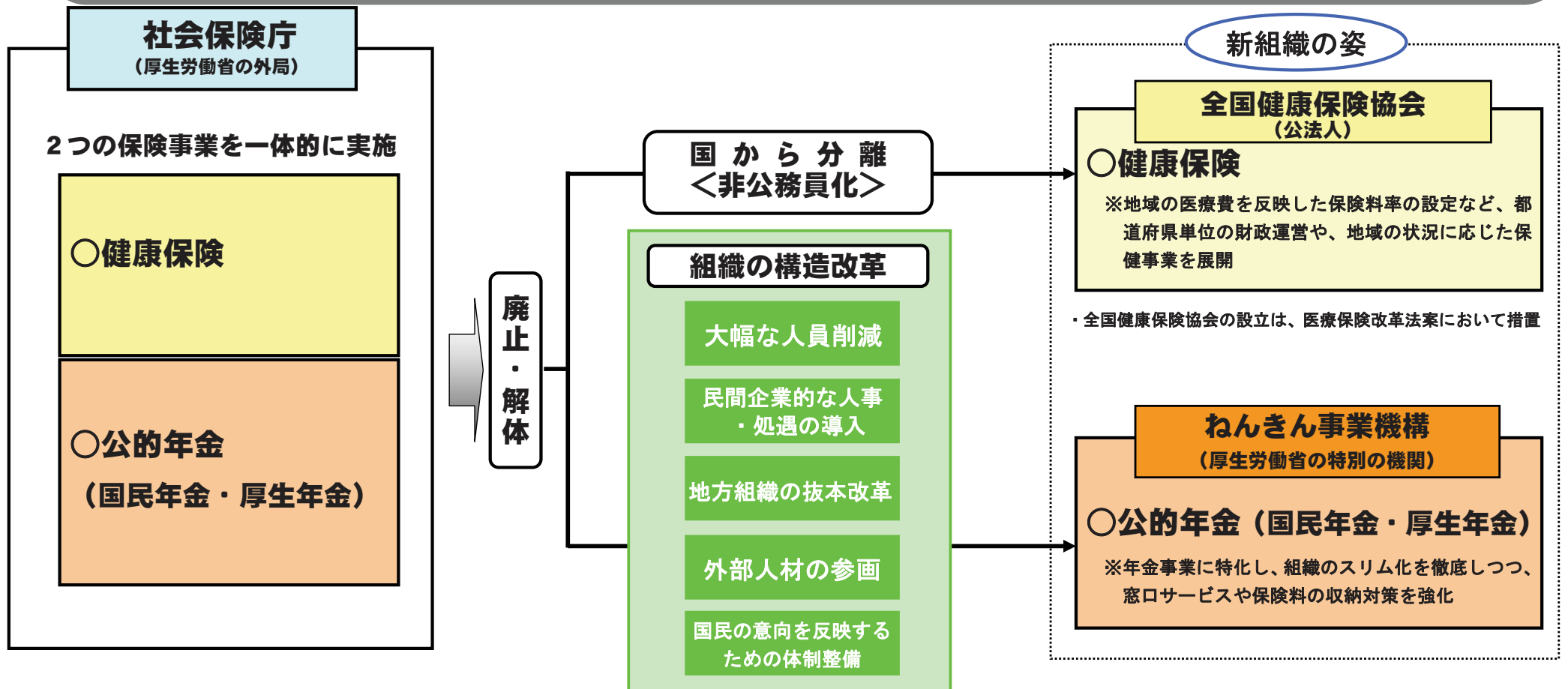
- 社会保険庁については、これまで国民の皆さんの立場に立ったとは言えない事業運営に関し、数多くの御批判や御指摘をいただいていたところであり、様々な不祥事も生じました。
- このため、まずは、こうした御批判・御指摘の一つひとつをしっかりと受け止め、速やかに変えるべく、
  - ①様々な専門分野の民間スタッフ9名の参画の下、民間の発想や感覚を大胆に取り入れるとともに、
  - ②お客様や第一線で働く現場職員の声をしっかりと業務改善につなげる仕組みを整備しつつ、徹底した業務改革と職員の意識改革に着手し、現在、120項目にわたる取組を進めています。
- 併せて、国民の皆さんの不信を招いた様々な問題の背景にある組織の構造問題を一掃するため、抜本的な組織改革を行うこととし、その具体的な在り方について、内閣官房長官主宰「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」（16年8月～17年5月）、厚生労働大臣主宰「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」（17年7月～）、さらには与党において幅広く御議論をいただけてきました。
- この結果、平成20年10月には、現在の社会保険庁を廃止し、政管健保と公的年金の運営を分離の上、それぞれ新しい組織を設立する等の解体的出直しを行うこととし、今通常国会に社会保険庁改革二法案を提出しました。
- 今後、新組織の発足に向けて、『組織改革』『業務改革』『職員の意識改革』を一体的に強力に推進し、社会保険制度に対する国民の皆さんの信頼回復に最善を尽くしてまいります。



# 組織改革

～社会保険庁を廃止・解体し、国民の信頼を得ることができる新組織を設立～

- 平成20年10月、社会保険庁を廃止・解体し、
  - ①政管健保については、国から切り離し、新たな運営主体として「全国健康保険協会」（公法人）を設立する一方、
  - ②公的年金については、「ねんきん事業機構」（厚生労働省の特別の機関）を設立するとともに、徹底した構造改革により、これまでの組織体質の一掃を図ります。
- このため、今通常国会に「ねんきん事業機構法案」を提出し、早期成立を目指しています。



※ 現在の社会保険庁では、この他「船員保険事業」や「保険医療機関の指導監督等」の事務を行っていますが、船員保険については、平成22年度を目途に、一般制度への統合（労災保険・雇用保険）や全国健康保険協会等の公法人への業務移管（健康保険等の給付）を行うとともに、保険医療機関の指導監督等の事務については、新組織の発足時に厚生労働本省（地方厚生局）に移管します。

# これまでの組織体質を一掃するため、徹底した組織の構造改革を断行します。

## 大幅な人員削減 (18年度～)

- ◆政府全体の目標 (5年間で常勤公務員の定員の5%以上を純減)を大きく上回る形で組織のスリム化を進めます。
- ◆平成24年度までの7年間に、全国健康保険協会への移行分を含めて、
  - 常勤公務員の定員20%以上の純減、
  - 常勤・非常勤あわせて1万人程度の人員削減を目指します。
- ◆このため、市場化テスト等による外部委託の拡大、システムの刷新、業務の集約化等を推進します。

## 民間企業的な人事・処遇の導入

(管理職：18年度～、全職員：19年度～)

- ◆職員的能力・実績の評価を任用や給与に適正に反映させる新人事評価制度を他省庁に先行して本格導入します。

## 地方組織の抜本改革

(20年10月～；内部監査業務は18年度中に先行集約)

- ◆都道府県ごとに設置されている「社会保険事務局」を廃止した上で、新たにブロック単位の「地方年金局」を設置し、その下に「年金事務所」(第一線機関)を配置します。
- ◆「年金事務所」については、法案成立の後、国民の皆さんに親しまれる愛称を広く公募します。

## 外部人材の参画 (18年度～)

- ◆「年金運営会議」や「特別監査官」として外部専門家を登用し、意思決定機能・監査機能について、国民の皆さんの意向を反映しつつ抜本的な強化を図ります。
  - ※「年金運営会議」…ねんきん事業機構の長及び外部専門家4名以内で組織し、事業運営に関する重要事項を審議
  - ※「特別監査官」…ねんきん事業機構の財務、業務、個人情報管理に関する内部監査を実施

## 国民の意向を反映するための体制整備

(20年10月～)

- ◆国民の皆さんのご意見を事業運営にしっかりと反映させるため、年金受給者や保険料負担者によって構成される「運営評議会」及び「地域運営評議会」を設置します。

# 業務改革

## 1. これまでの業務改革の取組

- 社会保険制度に対する国民の信頼を回復するためには、まずは、社会保険庁のこれまでの事業運営に対する御批判・御指摘の一つひとつをしっかりと受け止め、速やかに変えるべく、徹底した業務改革の推進が不可欠。

### 【主な御批判・御指摘】

- 利用者の立場に立ったサービスを提供していない。（年金相談の待ち時間が長い等）
- 税金や保険料を年金給付に関すること以外に安易に使っている。（予算執行に当たって必要性が精査されていない等）
- 保険料の収納対策に真剣に取り組んでいない。（効率的・効果的な収納対策が講じられていない等）
- 個人情報保護の重要性に関する意識が足りない。（多くの職員が年金個人情報を業務目的外で閲覧していた等）

- このため、「緊急対応プログラム」（平成16年11月策定）及び「業務改革プログラム」（平成17年9月策定）に基づき、120項目にわたる業務改革の取組を進めています。

### 年金相談の充実

- 相談時間の延長（16年12月～）・休日相談の実施（17年4月～）

※年金相談窓口における待ち時間の短縮

【待ち時間】 15分未満 60%、60分以上 6%（18年1月現在）

- 全国共通の電話番号による年金相談サービス（「ねんきんダイヤル」）の実施（17年10月～）

※電話応答率 20.5%（16年度平均）→ 81.6%（18年3月平均）

- インターネットを活用した年金個人情報の提供（17年1月～）

※わざわざ事務所にお越しいただかなくても、自身の年金加入記録の確認等が可能。

### 年金保険料の収納対策の強化

- 納めやすい環境の整備

※コンビニ（16年2月～、16年度：約347万件）、  
インターネット（16年4月～、16年度：約7万件）等による納付

- 所得情報を活用した強制徴収・免除勧奨の徹底（16年10月～）

※強制徴収の着手件数 16年度:3万件 → 17年度:14万件 → 18年度:35万件（予定）

※国民年金保険料収納率 66.7%（18年3月現在、対前年同期比+3.8%）

### 予算執行の無駄の排除

- 年金福祉施設等の整理合理化

※17年10月に設立した独立行政法人「年金・健康保険福祉施設整理機構」において、5年間で廃止・売却

- 職員宿舎や公用車等の内部管理経費に保険料を充当しない

（17年度予算～）

- 「調達委員会」の設置による調達案件の厳格な審査

※当初計画額からの削減額（16年10月～18年3月）約134億円

### 個人情報保護の徹底

- 職員の業務目的外閲覧を根絶するため、社会保険業務センター等において、閲覧行為があった場合に調査確認できるシステムを整備。（17年1月～）

## 2. さらなる業務改革の取組

- 新組織の発足に向け、『行政サービスのトップランナー』を目指し、もう一段の業務改革を実現します。
- このため、今通常国会に「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を提出し、様々な関係機関・団体等とも連携しつつ、新たな取組に着手します。

※下線部が「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」等において措置する事項

### ① 国民サービスの向上

#### これまでの取組

- **年金相談体制の充実**（16年度～）
- **年金個人情報の提供サービスの充実**
  - ・ **58歳通知の実施**（16年3月～）  
※58歳到達者に年金加入状況・年金見込額を通知。
  - ・ **裁定請求書の事前送付サービス**（17年10月～）  
※加入履歴などを予め印字した請求書を支給開始年齢直前に送付。
  - ・ **インターネットを活用した年金個人情報の提供サービス**（18年3月～）  
※ID・パスワード認証方式により、自らの年金加入記録をいつでも閲覧可能。
- **各種通知書等の総点検**（16年度～）  
※一回読んで理解いただける「お知らせ」の作成・送付。
- **「サービススタンダード」の設定・徹底**（17年度～）  
※請求の受付から、支給決定通知書をお届けするまでの所要日数の明示・遵守。

+

#### 今後のもう一段の取組

- **住基ネット情報の活用の拡大**（18年度中～）  
※住基ネットから被保険者情報を取得することにより、未加入者への加入勧奨を充実するとともに、被保険者等の氏名・住所変更等の届出を原則廃止。  
（届出の原則廃止は23年4月～）
- **ポイント制の導入**（20年4月～）  
※若い時から、年金加入状況や年金見込額を定期的にお知らせ。
- **労働保険との連携の推進**（20年4月～）  
※社会保険の算定基礎届と労働保険の年度更新の期限を統一することにより、事業主による手続を簡素化。

積極的な情報提供や、簡単な手続の実現により、わざわざ事務所にお越しいただく必要のない便利な年金サービスの提供を目指します。

## ② 保険料収納率の向上

### これまでの取組

#### ○納めやすい環境の整備

- ・ **コンビニ** (16年2月～)・**インターネット等**(16年4月～)による納付
- ・ **口座振替割引制度の導入** (17年度～)  
※口座振替を利用し、前納等を行う場合には、保険料を割引。
- ・ **若年者納付猶予制度の導入** (17年度～)  
※学生の納付特例制度に加えて、30歳未満の若年者で本人・配偶者の所得が一定の基準以下であれば、保険料納付を猶予。

#### ○市町村から取得する所得情報を活用した強制徴収・免除勧奨の徹底 (16年10月～)

- ※強制徴収の着手件数  
16年度: 3万件 → 17年度: 14万件 → 18年度: 35万件 (予定)  
さらに要員の増強を図り、早期に60万件まで拡大。

#### ○国民年金保険料収納業務への市場化テストの活用 (17年10月～)

+

### 今後のもう一段の取組

#### ○クレジットカードによる納付 (18年度中～)

#### ○免除・納付猶予制度の充実

- ・ **免除申請手続の簡素化** (18年7月～)  
※一旦承認を受けた翌年度以降は、所得要件を満たせば、申請書の提出が省略可能。
- ・ **多段階免除制度の導入** (18年7月～)  
※負担能力に応じたきめ細かな免除制度(2段階→4段階)を整備。
- ・ **学生納付特例の手続の簡素化** (19年4月～)  
※学生が大学等の窓口を通じて、学生納付特例の申請を行うことが可能。

#### ○事業主との連携 (18年度中～)

- ※パート・アルバイトなどの従業員への国民年金の手続の周知や保険料納付の勧奨など、事業主にも必要な協力をお願いします。

#### ○国民健康保険(市町村)との連携 (19年4月～)

- ※市町村の判断により、国民年金保険料の未納者に対し、通常より短期の有効期間の国保被保険者証(短期証)の交付を可能にするとともに、短期証の交付対象者は、市町村の窓口で国民年金保険料を納付できるようにします。

#### ○社会保険制度内の連携 (20年4月～)

- ※社会保険に密接に関わる事業者(保険医療機関、介護保険事業者、社会保険労務士等)が長期未納(滞納処分を受けた後、正当な理由なく3ヶ月以上引き続き滞納)の場合には、当該事業者の指定等や更新を認めないこととします。

- 多様なライフスタイルに対応した「簡単」・「便利」な納め方を提供します。
- 不公平感のない保険料負担の実現を目指します。

### ③ 予算執行の無駄の排除

#### これまでの取組

- 独立行政法人「年金・健康保険福祉施設整理機構」を設立し、年金福祉施設等を整理合理化（17年10月～）
- 徹底した事務費の節減（16年度～）
- 「調達委員会」の設置による調達案件の厳格な審査（16年10月～）
- 職員宿舎や公用車等の内部管理経費に保険料を充当しない（17年度予算～）

+

#### 今後のもう一段の取組

- 事務費国庫負担の見直し（19年度予算～）  
※平成10年度より特例措置として保険料が充当されている年金事務費について、受益と負担の明確化等の観点から、保険料を充当できることを恒久化。ただし、人件費及び内部管理経費は国庫負担。
- 福祉施設規定の見直し（19年4月～）  
※年金福祉施設の設置等の根拠規定であった、被保険者等の福祉を増進するために「必要な施設をすることができる」旨の規定を廃止するとともに、新たに「年金相談、年金教育・広報、情報提供等の公的年金事業の円滑な実施を図るための事業を行うことができる」旨の規定を整備。
- 特別会計の統合（19年度～）  
※特別会計改革の一環として、厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合。
- オンラインシステムの刷新（18年度～22年度）  
※透明性の高い調達方式の下で、より費用対効果の高いシステムを再構築し、年間運用コストを35%程度削減（約850億円→約550億円）。

効率性・透明性が徹底された予算執行の確立を目指します。

### ④ 個人情報保護の徹底

#### これまでの取組

- 職員ごとのカード番号の固定化（16年7月～）及び本人識別パスワードの導入（16年10月～）
- 社会保険業務センター等において、職員による被保険者情報の閲覧行為を調査確認できるシステムの整備（17年1月～）
- 全職員を対象とした研修の継続的な実施（随時）
- 業務目的外閲覧を行った職員等に対する処分の実施（16年7月：513名、17年12月：3,273名）

+

#### 今後のもう一段の取組

- ねんきん事業機構における年金個人情報の保護規定の整備（20年10月～）  
※年金個人情報については、年金事業の運営のため必要な場合、法律の規定に基づき利用・提供しなければならない場合、法令で具体的に明らかにした事務について利用・提供する相当な理由があると認められる場合以外には、利用又は提供できないものとする。
- 基礎年金番号の法定化（20年10月～）  
※年金業務と他の社会保険に関する業務の連携を図る上で、基礎年金番号を法定化し、適正に活用するための利用制限等の措置を講じる。

個人情報保護の重要性の認識が徹底された職場の実現を目指します。



# 社会保険庁改革に関するQ&A

※ 社会保険庁改革については、今国会に「社会保険庁改革二法案」を提出し、今後、その御審議をいただくこととされていますが、以下のQ&Aは、提出した法案の内容や考え方等について、社会保険庁としてとりまとめたものです。

**Q1 なぜ、社会保険庁の業務を政管健保と公的年金に分けることになったのですか。民営化はできないのですか。**

A

- 社会保険庁の組織改革の在り方については、内閣官房長官主宰「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」において幅広い議論が行われ、17年5月の最終とりまとめにおいて、「公的年金と政管健保は、それぞれの制度の特質やサービスの特性等が異なることから、それらの運営を分離した上で、それぞれ新たな組織に事業運営を担わせることが適当」とされたところです。
- これを踏まえ、まず、政管健保については、
  - ①被保険者等の意見を反映した自主自律の保険運営
  - ②地域の実情を踏まえた保健事業の展開と都道府県単位の財政運営による医療費適正化の推進等、保険者機能の強化を図る観点から、国から切り離した上で、全国健康保険協会（いわゆる公法人であり、職員は非公務員）が運営を担うこととしています。
- 一方、公的年金については、国民年金の保険料収納率の向上が公的年金制度における最重要課題となっている中で、有識者会議最終とりまとめにおいて、「国の責任の下

に、確実な保険料の収納と給付を確保し、安定的な運営を図ることが必要」であり、また、「年金事業に特化した組織とした上で、徴収をはじめとする業務全般について、政府が直接に関与し、運営責任を果たす体制を確立することが必要」とされたところです。

- このような体制の下で、併せて、効率的で質の高いサービスを実現することが不可欠であり、国が直接行う必要のない業務については、民間企業等への外部委託を徹底し、業務の効率化、組織の大幅なスリム化を実現することとしています。

**Q2 公的年金の新しい運営主体の名称は、なぜ「ねんきん事業機構」なのですか。**

A

- 年金新組織の名称については、
  - ① 公的年金事業の運営を行う組織であることを端的に示すとともに、
  - ② 「これまでの社会保険庁の事業運営は国民の立場に立っているとは言えない」との指摘がなされてきたことへの深い反省に立ち、平仮名の「ねんきん」という優しい文字を用いることにより、「真に国民の立場に立ち、複雑な制度も責任を持って、わかりやすくお伝えする」という基本理念・精神を明らかにし、国民の皆さんから信頼される組織の実現を目指すため、「ねんきん事業機構」という名称にしたものです。

- なお、ねんきん事業機構の長についても、これまでの国の行政機関の前例にとらわれることなく、「代表執行責任者」という新しい名称にしています。

**Q3** 社会保険庁は「外局」でしたが、「ねんきん事業機構」はなぜ「特別の機関」になるのですか。

A

- 年金新組織の位置づけについては、厚生労働大臣主宰の「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において、
  - ① 名実ともに国の新たな行政機関として再出発することが重要であり、
  - ② 新組織は、他の国家行政組織に例を見ない外部専門家の登用による「年金運営会議」（Q4参照）や「特別監査官」（Q5参照）といった新しい構造・機能等を備えたものとなることから、「特別の機関」とすることが適当との考え方が示されたところです。

※ 「外局」については、国家行政組織法等において、内部組織の在り方に関し、一定のルールが定められていますが、「特別の機関」については、機能・組織形態等の面で多種多様なものが許容されます。

**Q4** 「年金運営会議」とは何ですか。

A

- ねんきん事業機構においては、国民の皆さんの意向が十分に反映されるとともに、適正かつ効率的で透明性のある

事業運営を確保するため、外部人材の登用による「年金運営会議」を設置し、重要事項の決定に際しては、同会議の議を経なければならないこととしています。

- 同会議は、ねんきん事業機構の長（代表執行責任者）のほか、公的年金制度、経営管理、債権の管理及び徴収、サービス改善又は情報システムの外部専門家である 4 名以内の委員をもって組織されます。
- ねんきん事業機構の長は、重要事項の決定に際し、同会議の議を経なければならないことから、年金運営会議の審議は、事実上、長の意思決定を強く拘束するものであり、国の行政機関としては他に例のない新しい意思決定サポート機関といえます。

**Q5 「特別監査官」とは何ですか。**

A

- ねんきん事業機構については、公正性・透明性が徹底された組織を実現するため、監査機能において、会計監査担当及び業務監査（個人情報管理監査を含む。）担当の「特別監査官」を配置し、それぞれ財務管理及び経営管理の外部専門家を登用することとしています。
- また、特別監査官については、
  - ① ねんきん事業機構の長（代表執行責任者）ではなく、厚生労働大臣が命ずることとするとともに、
  - ② 自ら必要があると認めるときは、年金運営会議に出席

し、意見を述べるほか、代表執行責任者に対して、年金運営会議の招集を求められることとするなど、監査業務の客観性を確保し、業務の改善を徹底するための措置を講じることとしています。

**Q6 人員削減は、どのように進めるのですか。**

A

- ねんきん事業機構の発足前後の18年度から24年度までの7年間において、計画的に人員削減を進めることとしており、具体的には、
  - ①市場化テスト等による外部委託の拡大
  - ②システム刷新による業務そのものの削減
  - ③業務の広域的な集約化による合理化を徹底し、その一部を活用して、年金保険料の徴収等の強化すべき業務への人員シフトを図りながら、全体として組織のスリム化を強力に進めることとしています。
  
- これにより、全国健康保険協会への移管を含めて、17年度の人員数に比較して、
  - ①常勤公務員の定員を20%以上純減するとともに、
  - ②常勤及び非常勤の公務員をあわせて、1万人程度の純減を行うこととしています。

**Q7 新人事評価制度は、これまでの制度とどこが違うのですか。**

A

- 現行の国家公務員制度においても、能力・実績に基づく評価を行い、給与や任用に反映させることが可能となっていますが、実際には、年功的な給与処遇が行われるなど、これまで政府全体として十分な運用が行われてきませんでした。そのため、現在、検討されている公務員制度改革においても、能力・実績に基づく人事評価の導入が大きな柱の1つとなっています。
  
- 社会保険庁では、新組織の発足に向けて、職員の意識改革等を徹底するため、こうした能力主義・実績主義に基づく人事・処遇を他省庁に先行して導入することとしており、職員が発揮した能力・実績を適正に評価し、その結果を給与（勤勉手当、昇給）、人員配置・昇進管理（昇任、昇格、降任、降格）に反映させるとともに、人材育成や業務改善等に活用することにより、組織全体のパフォーマンスを向上させることとしています。
  
- 既に17年10月より一定職以上の者を対象に試行に着手し、これらの職員については18年度から、その他の職員については19年度から、本格実施することとしています。

Q8 社会保険庁職員がそのまま「ねんきん事業機構」に移ってしまったら、これまでの職場体質も引き継がれてしまうのではありませんか。

A

- ねんきん事業機構が真に国民の皆さんの信頼を得て再出発するためには、これまでに御批判や御指摘をいただいた様々な問題の背景にある現行組織の構造問題を一掃することが必要と考えています。
  
- このため、様々な組織の構造改革の実施（P3参照）に加えて、ねんきん事業機構への社会保険庁職員の任用についても、
  - ① 行政機関の廃止に伴い、通常、法律に規定される職員の引継ぎ規定は設けず、個別に転任手続を行うこととしており、その際には、過去の業務目的外閲覧による処分結果を重視しつつ、勤務成績等に基づいて公正に評価することとし、
  - ② また、任用に際しては、保険料により運営される年金事業の意義を自覚し、強い責任感を持って、誠実かつ公正に職務を遂行する旨の宣誓を義務づけることとしています。

**Q9 ねんきん事業機構には、保険料の無駄遣いを防止するための仕組みがあるのでしょうか。**

A

- 現在、社会保険庁では、
  - ①徹底した事務費の節減（16年度～）
  - ②法令上、随意契約が可能な場合においても、競争入札や企画競争の実施を原則化（16年8月～）
  - ③民間スタッフが参画する「調達委員会」による調達案件の厳格な審査（16年10月～）等、予算執行の無駄を排除し、透明性を確保するための取組を徹底しています。
  
- ねんきん事業機構においては、こうした取組に加えて、国民の皆さんの意向が十分に反映されるとともに、公正かつ透明性の高い事業運営を確保するため、外部専門家の登用による「年金運営会議」及び「特別監査官」を設置することとしており、予算執行や契約事務等についても、外部の厳しい目でチェックが行われる仕組みが整備されることとなります。

**Q10 ねんきん事業機構になったら、これまでよりも申請や届出の手間がかからなくなるのでしょうか。**

A

- 社会保険庁では、現在進めている業務改革において、
  - ①各種通知書等の総点検（一回読んで御理解いただける「お知らせ」の作成・送付の徹底）



- ②年金の裁定請求書の事前送付サービス（支給開始年齢直前に加入履歴等をあらかじめ印字した請求書を送付）
- ③住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)から、本人確認情報の提供を受けて、
  - ・ 20 歳に到達した方への国民年金の加入勧奨等
  - ・ 裁定請求の際の住民票の写しの添付省略を開始するなど、手間のかからない便利な年金サービスの実現に努めています。

- 今後、こうした取組に加えて、住基ネットの活用を拡大し、
  - ①年金受給者の方の生存を確認するための現況届の提出の省略（18年10月～（12月生月者から省略の対象））
  - ②34歳に到達された方のうち、国民年金が未加入の方への加入勧奨等（18年度中～）
  - ③被保険者及び年金受給者の氏名・住所変更の届出の省略（23年4月～）を実施するなど、被保険者や年金受給者の皆さんの届出負担の軽減等を更に進めることとしています。

**Q11 ねんきん事業機構では、年金個人情報保護はしっかり守られるのですか。**

A

- ねんきん事業機構では、被保険者及び年金受給者の皆さんの大切な年金個人情報を超長期にわたってお預かりすることとなります。
- そのため、ねんきん事業機構における個人情報の保護に

は万全を期す必要があることから、ねんきん事業機構法案において、

- ①年金事業の運営のため必要な場合
- ②法律の規定に基づき利用・提供しなければならない場合
- ③法令で具体的に明らかにした事務について利用・提供する相当な理由があると認められる場合

以外には、年金個人情報利用・提供を認めないことを定めています。

**Q12 国民年金保険料の未納問題は重要な問題だと思いますが、今後、保険料の収納対策は、どのように進めていくのですか。**

A

- 国民年金保険料の未納問題は、公的年金制度に対する国民の信頼という面から極めて重要な問題と考えています。
- このため、現在、保険料を納めやすい環境づくりとして、コンビニ納付やインターネット納付を導入するとともに、未納者の負担能力に応じたきめ細かな対策として、
  - ① 負担能力の乏しい方には、保険料免除の手続の案内を行うこと、
  - ② 十分な負担能力のある方には、強制徴収による厳正な対応を図ること、
  - ③ 中間層の方には、電話や戸別訪問などによる納付勧奨業務については、民間のノウハウを活用した効果的・効率的な業務の推進を図ること、等に取り組んでいるところです。

- 加えて、今回の「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」においては、新たにクレジットカードによる納付や大学等が学生の委任を受けて学生納付特例の申請を代行できる仕組みの導入を図ることとしています。
  
- また、国民年金保険料の納付率向上のためには、社会保険庁（ねんきん事業機構）自らが納付率向上に向けた取組に最大限の努力をすることはもとより、併せて、様々な関係者との連携・協力の下、社会全体での取組を進めていくことが必要です。このため、今回の法案において、市町村や事業主の方々に必要な協力をお願いするとともに、社会保険制度内での連携により、保険料納付の促進を図ることとしています。
  
- 具体的には、
  - ① 住民の年金受給権の確保は、市町村にとっても重要な課題（※1）であることから、市町村が、国民健康保険料だけでなく、国民年金保険料の未納者についても、国民健康保険の短期被保険者証（※2）を発行できることとし、短期被保険者証の交付を通じて、未納者との接触の機会を増やすことにより、負担能力のない方には免除申請の案内を行い、負担能力のある方には自主的な保険料の納付を働きかけることとしています。
  - ② また、保険医療機関、介護保険事業者、社会保険労務士など社会保険制度内において事業を営む方々については、長期にわたって保険料の自主的な納付がない場合には、その指定等を行わないこととし、保険料納付の促進

を図ることとしています。

- 社会保険庁（ねんきん事業機構）では、こうした関係者の御協力もいただきながら、より効率的・効果的な収納対策に取り組み、納付率の向上を図っていきたいと考えています。

※1 高齢化の進展とともに、地域経済に占める年金給付のウェイトは高まっており、年金受給権の確保は地域経済の発展のためにも重要な課題となっています。

また、現在、高齢者の介護保険料は、年金から控除される仕組みになっており、さらに、今般の医療保険制度改革では、新たな高齢者医療制度の保険料や前期高齢者の国民健康保険料についても、年金から控除されることとされていることから、住民の年金受給権の確保は、市町村の医療保険財政や介護保険財政の安定化のためにも不可欠なものとなっています。

※2 短期被保険者証は、通常の被保険者証と比較して有効期間の短い被保険者証を市町村の窓口で交付することを通じて、市町村が保険料未納者との接触の機会を増やし、保険料納付などを直接働きかけることを目的とするものです。

また、医療機関で受診する際の効果は通常の被保険者証と何ら変わりなく、国民健康保険の利用制限が行われるものではありません。

Q13 公的年金については、社会保険庁の問題ばかりでなく、人口減少社会を迎え、制度そのものに不安を感じています。公的年金制度はつぶれたりしないのでしょうか。また、保険料を払っても損しないのでしょうか。

A

○ 公的年金制度は、社会全体で世代間扶養を行う仕組みを採用しており、将来的にも、その時々<sup>の</sup>現役世代の収入の一部を高齢者の年金給付に充てていこうという考え方であるので、日本の経済社会が存続する限り、決してつぶれることはありません。

○ しかしながら、現役世代が保険料を支払い、高齢者の生活を支えるという世代間扶養の仕組みの下では、人口の少子高齢化が進むと、現役世代の保険料が上がっていくことは避けられません。

そこで、16年の法律改正において、

① 際限なく保険料が上がることはないよう、将来の保険料の上限を決め、今後の保険料水準をはっきりと法律に規定するとともに、

② この負担上限の範囲内で給付できるよう、年金額の伸び率を現役世代の減少や平均余命の延びに応じて調整する仕組みを導入しました。

これにより、できる限り保険料負担を抑えながら、将来にわたり負担と給付のバランスが確保されることになりました。

- また、「払った分戻ってこないのだから、払っても損するだけではないか」という不安の声が聞かれることがあります。

本来、公的年金制度は世代間扶養の仕組みであり、個人における損得を考慮すべき性格のものではありませんが、一定の前提を置いて、各世代の給付と負担を試算した場合、どの世代をみても、支払った保険料の、厚生年金では2.3倍、国民年金（基礎年金）では1.7倍以上の給付が受けられる計算となり、決して「払い損」にはなりません。

- さらに、公的年金には、老後の生活を保障する「老齢年金」だけでなく、事故や病気で障害が残ったときの「障害年金」や、一家の働き手がなくなったときの「遺族年金」があり、全国民の約20人に1人が障害年金や遺族年金を受給されていますが、これらの年金の支給を受けるためには、年金制度に加入してきちんと保険料を納めていることが必要です。

- 公的年金制度は、国民の皆さんの信頼があっこそ成り立つものであります。今回の社会保険庁改革により、公的年金の運営を担う組織やその業務に対する信頼を回復し、そして、新しい組織の下で、国民の皆さんの視点に立ったわかりやすい広報、納得のいく説明に最善を尽くし、公的年金制度に対するより一層の信頼の確保に努めていきたいと考えています。